

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第5-66号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(選考により採用することができる職) 第28条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。 (1)～(4) (略) (5) <u>障害者</u> をもつて補充しようとする職 (6)～(10) (略)	(選考により採用することができる職) 第28条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。 (1)～(4) (略) (5) <u>身体障害者</u> をもつて補充しようとする職 (6)～(10) (略)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。